

あなたに必要なサービスや支援を利用できます

介護保険 利用ガイドブック



西ノ島町

はじめに

介護保険制度は、加齢にともなう心身の変化により要介護状態（介護を必要とする状態）になった人に対して、その人の状態に応じた自立した生活ができることを目的として平成 12 年 4 月にスタートしました。さまざまな介護サービスが提供されていますが、今後も高齢者の人口の増加とともに、要介護者の増加が見込まれています。そこで大切になるのが、介護が必要な状態になる前に行う介護予防の取り組みです。要介護状態を改善する介護サービスを利用するだけでなく、要介護状態にならないための介護予防サービスや生活支援サービスを積極的に活用しましょう。

も く じ

1.相談窓口 4

地域包括支援センターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2.介護保険制度の概要 5

- 1. 利用資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 介護認定までの手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3. サービス利用開始までの手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3.介護保険で受けられるサービス 10

- 1. 在宅サービス
 - 訪問介護（ホームヘルプサービス）・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 訪問看護・介護予防訪問看護・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 居宅療養管理指導・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・・・・・・ 13
 - 通所介護（デイサービス）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 通所リハビリテーション（デイケア）・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 共生型地域密着型通所介護・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ショートステイ（短期入所生活介護）・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - 小規模多機能型居宅介護・介護小規模多機能型居宅介護・・・・・・ 15
 - 福祉用具貸与（レンタル）・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売・・・・・・ 16
 - 住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給・・・・・・・・・・・・ 17
- 2. 施設サービス
 - 特別養護老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18、19
- 3. 要介護認定を受けている方への福祉サービス
 - 配食見守りサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 介護用品の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 福祉移送サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

4.総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業） 22

- 1. 介護予防・生活支援サービス事業のサービス
 - ホームヘルプサービス（訪問型サービス）・・・・・・・・・・・・ 22
 - いきいきデイサービス（通所型サービス）・・・・・・・・・・・・ 22
 - 配食見守りサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 短期集中通所型サービスC（パワーアップ教室）・・・・・・・・・・・・ 23
- 2. 一般介護予防事業
 - いきいき健康サロン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - スッキリ体操教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - 地域会食交流会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - まめな体操・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

5.その他の福祉サービス 25

- 養護老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 配食見守りサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 携帯電話購入費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 日常生活用具貸与サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

あなたの状態に合わせたサー

65 歳以上の人

こんなときこんな人は…

まず、
地域包括支援センター

(西ノ島町役場 健康福祉課) にご相談ください

- まだ介護や支援は必要ない
- 介護予防に取り組みたい



- 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない



- 何らかの介護や支援が明らかに必要



心身の状態をしらべます

基本チェックリストを実施します

「基本チェックリスト」とは、利用者の心身の状況を把握するための質問リストです、介護が必要かどうか、どんなサービスが必要かをチェックします。



介護や支援が必要とされた人

要介護認定

町に申請して認定を受けます。地域包括支援センターでは申請の代行をしています。

申請



認定調査
+
主治医意見書



審査・判定

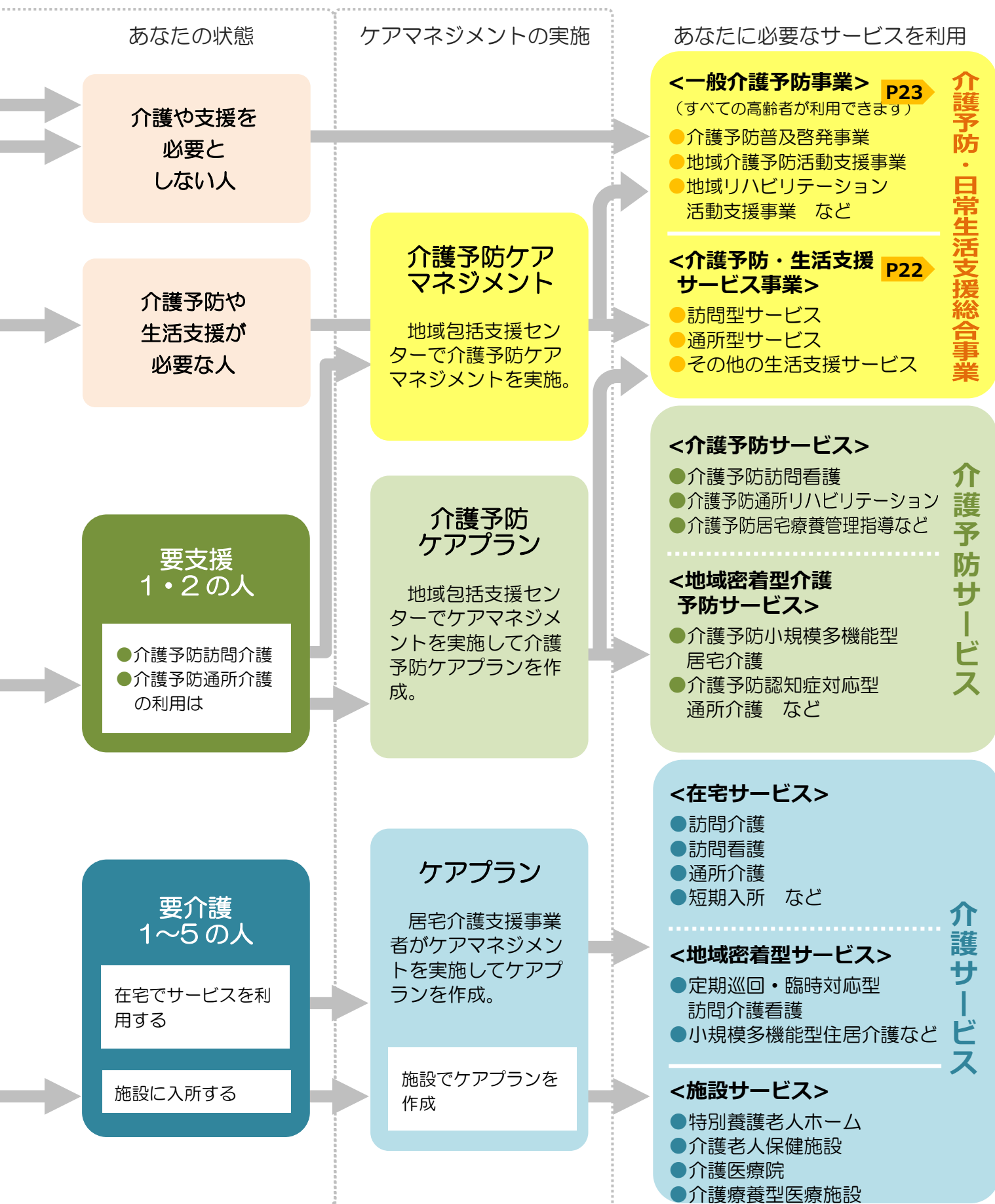


認定結果の通知

P6

非該当の人

ビスや支援が受けられます



1.相談窓口

介護にかかわる悩みや不安・疑問などがある場合は、地域包括支援センターにご相談ください。地域包括支援センターは、西ノ島町で暮らすみなさんを介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支えるために設けられた機関です。介護保険を利用する上での手続きのサポートなどを行いますので、お気軽にご相談ください。



西ノ島町の高齢者を支える拠点

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。高齢者のみなさんが住み慣れた西ノ島町で安心して暮らしていけるように、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた相談内容を把握し、西ノ島町役場、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察など適切な機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、介護が必要となるおそれが高い人の為に、介護予防事業をご案内します。

権利擁護

住み慣れた西ノ島町で安心して暮らしていけるように、高齢者のみなさんのさまざまな権利を守ります。

地域包括支援センター

専門の職員が連携を取りながら、高齢者のみなさんを支えます。



社会福祉士

保健師

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。

介護予防包括的・継続的マネジメント

ケアマネジャーへの日常的な指導や相談、支援困難事例などについての指導や助言をします。

2.介護保険制度の概要

1. 利用資格

		第1号被保険者	第2号被保険者
対象年齢		65歳以上の方	40歳から64歳の方
保険料	金額	ご本人やご家族の所得に応じて14段階に設定	ご加入の医療保険（国保や健保）や所得に応じて決定
	支払方法	■年金額が年額18万円以上の方 →年金から天引き ■年金額が年額18万円未満の方 →納付書又は口座振替で納入	ご加入の医療保険料に上乗せして納入 ■西ノ島町の国民健康保険 西ノ島町役場 町民課 保険年金係 ☎6-0103 ■西ノ島町の国民健康保険以外 ご加入の各健康保険にお問い合わせください。
		保険料の滞納が続いた場合、介護保険サービスを利用したときの費用が一時的に全額自己負担になるなど、給付制限が行われますのでご注意ください。	
介護サービス		要介護度の認定を受けた方 要介護度は、要支援1・2、要介護1～5の7段階があります。	
	利用できる方	介護が必要になった理由は問いません。	介護保険で定める老化が原因とされる下記の特定疾病により介護が必要な方 ----- ■脳血管疾患 ■骨折を伴う骨粗鬆症 ■筋萎縮性側索硬化症 ■脊柱管狭窄症 ■糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症 ■両側の膝関節またはまた関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ■初老期における認知症 ■パーキンソン病関連疾患（パーキンソン病、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底各変性症） ■多系統委縮症（線条体黒質変性症、シャイドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮） ■脊髄小脳変性症 ■後縦靱帯骨化症 ■閉塞性動脈硬化症 ■関節リウマチ ■慢性閉塞性肺疾患 ■早老症 ■がん末期
	利用できるサービス	在宅サービスと施設サービスがあります。 介護支援専門員（ケアマネジャー）がご本人の希望を尊重して、サービスの利用計画（ケアプラン）を作成します。	
	利用者負担金額	■ご利用になったサービス費用の1割 ただし、居住（滞在）費、食費は自己負担となります。世帯の所得に応じ4段階に分けられます。 また、一定以上の所得者の方は、2割または3割負担となっています。 ■利用者負担金額が高額になった時には、高額介護サービス費が支給されることがあります。 ■介護費と医療費の自己負担額の合計が高額になった時には、高額医療合算介護サービス費が支給されることがあります。	

2. 介護認定までの手順



認定調査を受けるときは…

体調のよいとき（通常時）に調査を受ける
いつもと違う体調のときでは、正しい認定ができないことがあります。

家族などに同席してもらう

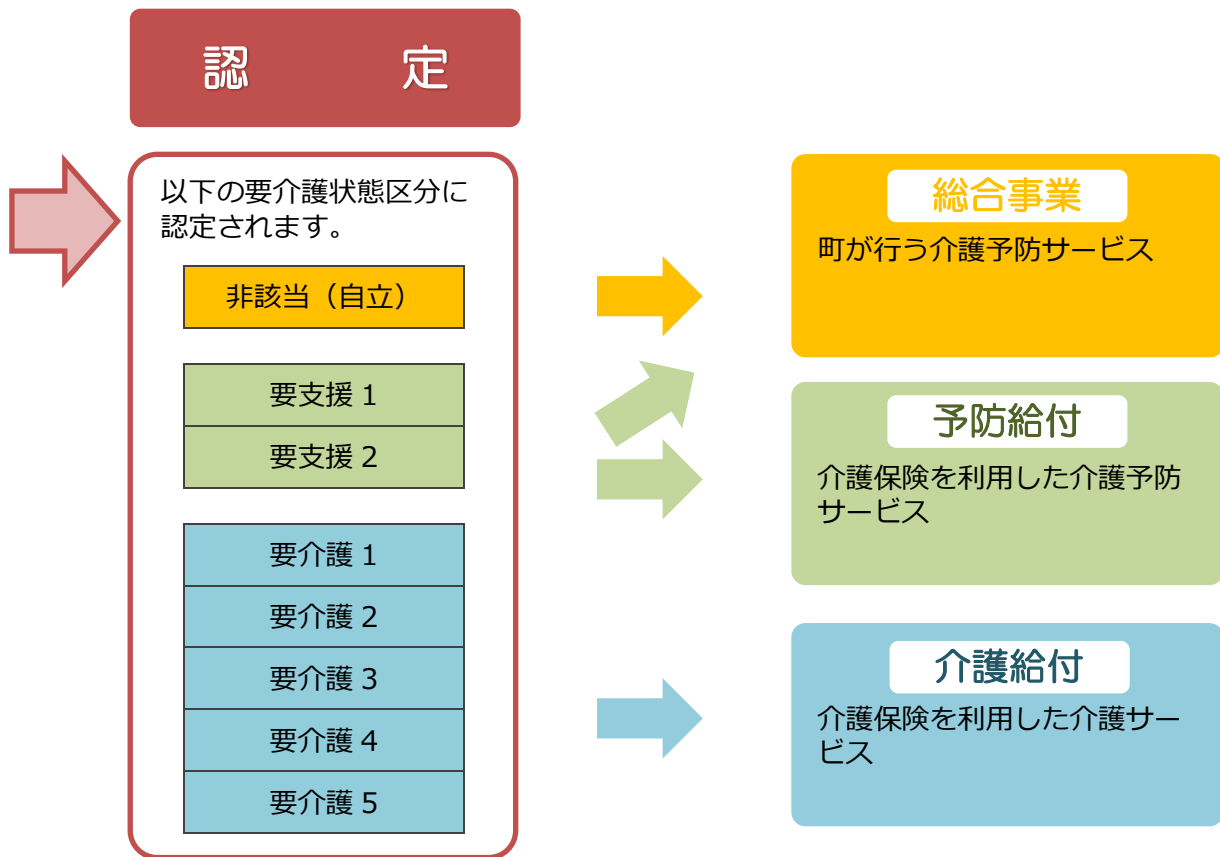
家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくで安心です。

日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。



認定の有効期間と更新申請

- 認定の有効期間は、新規および変更申請の場合は、原則として 6 か月です。
（心身の安定状況を勘案して、12 か月となる場合があります。）
- 更新申請の場合は、原則として 12 か月です。
（心身の安定状況を勘案して、最長で 48 か月となる場合もあります。）

在宅サービスの区分支給限度基準額

- 下記の限度額の範囲内で、必要なサービスを組み合わせて利用します。
- 限度額内で利用されたサービス費用は、原則として 9 割が保険から給付され、1 割（一定以上所得者は 2 割または 3 割）は自己負担となります。

状態区分	在宅サービス支給限度額 (月額)	自己負担 (1 割の場合)
要支援 1	50,320 円	5,032 円
要支援 2	105,310 円	10,531 円
要介護 1	167,650 円	16,765 円
要介護 2	197,050 円	19,705 円
要介護 3	270,480 円	27,048 円
要介護 4	309,380 円	30,938 円
要介護 5	362,170 円	36,217 円

3. サービス利用開始までの手順

介護サービスを利用するにはケアプランを作成する必要があります。(なお、認定手続き中の場合、要介護認定されることが見込まれる方で、サービスを早急に必要とする場合は、仮のケアプランでサービスを開始することができます。)

介護予防や生活支援が必要な方

『基本チェックリスト』で生活機能の低下が認められた方は『介護予防・生活支援事業対象者』となります。

※40～64歳の人は、チェックリスト判定によるサービス利用はできません。要介護認定の申請が必要です。

地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメントを実施

対象者本人の心身の状態や対象者本人の希望を踏まえ、居宅介護支援事業所に委託する場合があります。

要支援 1・2 と認定された方

予防給付の介護予防サービスが利用できます。

日常生活の一部に介助が必要だが、心身の機能維持・改善が見込める方が対象です。

・介護予防訪問介護
・介護予防通所介護 の利用を希望する場合

上記以外の介護予防サービスを希望する場合

地域包括支援センターと契約します。
(居宅介護支援事業所に委託する場合もあります。)

要介護 1～5 と認定された方

介護給付の介護サービスが利用できます。日常生活の多くの場面で介護を必要とする度合いが高い方が対象です。

在宅サービスの利用を希望する場合

居宅介護支援事業を決めて契約します。

介護保険施設へ入所を希望とする場合

入所を希望する介護保険施設へ、担当ケアマネジャーが申込みをします。

総合事業の介護予防サービスを利用

利用するサービスによっては事業者と契約し、サービスを利用します。

地域包括支援センター

介護予防ケアプラン作成

対象者本人の心身の状態や対象者本人の希望を踏まえ、介護予防や自立支援に必要なサービス利用計画を決定します。

介護保険の介護予防サービスを利用

サービス事業者と契約し、介護予防ケアプランにしたがって、介護予防サービスを利用します。

居宅介護支援事業者 (ケアマネジャー)

ケアプラン作成

対象者本人の心身の状態や対象者本人、家族の希望を踏まえ、介護や自立支援に必要なサービス利用計画を決定します。

介護保険の介護サービスを利用

サービス事業所と契約し、ケアプランにしたがって、介護サービスを利用します。

介護保険施設の種類

施設の性格

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、必要な介護が受けられます。

介護老人保健施設・介護医療院

長期療養が必要の方が入院し、医療・看護・介護・リハビリなどが受けられます。

3.介護保険で受けられるサービス

詳細は 11 ページ以降をご覧ください。

	在宅サービス	施設サービス
要支援者 要支援 1・2	■介護予防訪問看護 ■介護予防訪問リハビリテーション ■介護予防通所リハビリテーション ■介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ■介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム等における支援） ■介護予防福祉用具貸与 ■特定介護予防福祉用具販売（福祉用具購入費の支給） ■介護予防住宅改修費支給 ■介護予防小規模多機能型居宅介護	
	■介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ➡ 訪問型サービス ■介護予防通所介護（デイサービス） ➡ 通所型サービス 「介護予防・日常生活支援総合事業」として提供されます。	
要介護者 要介護 1～5	■訪問介護（ホームヘルプサービス） ■訪問看護 ■訪問リハビリテーション ■通所介護（デイサービス） ■通所リハビリテーション ■短期入所生活介護（ショートステイ） ■特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム等における介護） ■福祉用具貸与 ■特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給） ■住宅改修費支給 ■小規模多機能型居宅介護 ■地域密着型通所介護	■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ■介護老人保健施設 ■介護医療院 ■介護療養型医療施設

ケアマネジャー（介護支援専門員）

ケアマネジャーは介護の知識を幅広く持った専門家で、次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスをします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町社会福祉協議会	美田 2485 番地	6-1470

1. 在宅サービス

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

要介護 1～5

■主なサービス内容■

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツ交換、排泄の介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など



以下のようなサービスは、ホームヘルプサービスで受けることはできません。

直接本人の援助に 該当しないこと

■家族など利用者以外のための食事（家族全員分の食事準備、洗濯等） ■来客の対応（お茶や食事の手配） ■自家用車の洗車や掃除 など

日常生活の援助の 範囲を超えること

■犬の散歩などペットの世話 ■室内外の家の修理・ペンキ塗り ■草むしりや花の手入れ ■大掃除・ガラス磨き・ワックスがけ ■家具や電気器具などの移動や模様替え ■留守番 ■医療行為 ■正月の準備など手間をかける料理 ■病院内での付き添い ■預貯金の引き出しや年金の受け取りなど金銭や貴重品の取り扱い

■利用者の負担の目安■ （1割の場合の金額です）

身体介護中心 （20分以上 30分未満の場合）	244 円	生活援助中心 （20分以上 45分未満の場合）	179 円
身体介護中心 （30分以上 1時間未満の場合）	387 円	生活援助中心 （45分以上の場合）	220 円

※別途加算あり

※別途加算あり

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町社会福祉協議会	美田 2485 番地	6-1470

訪問看護

要介護 1～5

要支援 1・2

■主なサービス内容■

要介護 1～5 訪問看護

看護師がご家庭を訪問し、主治医の指示にもとづいて療養上の世話や診療の補助を行います。

要支援 1・2 介護予防訪問看護

看護師がご家庭を訪問し、主治医の指示にもとづいて、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

■利用者の負担の目安■ (1割の場合の金額です)

病院または診療所から (30分未満の場合)	要介護	399 円
	要支援	382 円



■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
隠岐島前病院	美田 2071 番地 1	7-8211
浦郷診療所	浦郷 544 番地 15	6-1211

居宅療養管理指導

要介護 1～5

要支援 1・2

■主なサービス内容■

要介護 1～5 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援 1・2 介護予防居宅療養指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

■利用者の負担の目安■ (1割の場合の金額です)

医師	515 円
薬剤師	566 円
管理栄養士	545 円

※限度額には含まない。

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
隠岐島前病院	美田 2071 番地 1	7-8211
浦郷診療所	浦郷 544 番地 15	6-1211

訪問リハビリテーション

要介護 1～5

要支援 1・2

■主なサービス内容■

要介護 1～5 訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、主治医の指示にもとづいて、理学療法士や作業療法士が訪問によるリハビリテーションを行います。

要支援 1・2 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、主治医の指示にもとづいて、理学療法士や作業療法士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

■利用者の負担の目安■ (1割の場合の金額です)

1回 (20分程度につき)	要介護	308 円
	要支援	298 円

※別途加算あり

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
隠岐島前病院	美田 2071 番地 1	7-8211

通所介護（デイサービス）

要介護 1～5

■主なサービス内容■

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

■利用者の負担の目安■ (1割の場合の金額です)

7 時間以上 8 時間未満の場合

要介護 1	658 円
要介護 2	777 円
要介護 3	900 円
要介護 4	1,023 円
要介護 5	1,148 円

※別途加算あり。

※送迎費を含む。

※食費は別途必要です。



■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
みゆき荘デイサービスセンター	美田 3078 番地 19	6-0150

通所リハビリテーション

要介護 1～5

要支援 1・2

■主なサービス内容■

要介護 1～5 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などに通い、リハビリテーションを行います。

要支援 1・2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などに通い、リハビリテーションを行い、利用者の介護予防の目標に合わせたサービスを提供します。

■利用者の負担の目安■ (1割の場合の金額です)

要介護 1	369 円/1 回
要介護 2	398 円/1 回
要介護 3	429 円/1 回
要介護 4	458 円/1 回
要介護 5	491 円/1 回
要支援 1	2,268 円/月
要支援 2	4,228 円/月



■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
隠岐島前病院	美田 2071 番地 1	7-8211

共生型地域密着型通所介護

要介護 1～5

■主なサービス内容■

定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。



■利用者の負担の目安■ (1割の場合の金額です)

7 時間以上 8 時間未満の場合

要介護 1	753 円
要介護 2	890 円
要介護 3	1,032 円
要介護 4	1,172 円
要介護 5	1,312 円

※別途加算あり。
※送迎費を含む。
※食費は別途必要です。
※上記金額から 7%減した額

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
ございな（デイサービスセンター）	別府 205 番地 1	7-8488

ショートステイ（短期入所生活介護）

要介護 1～5

要支援 1・2

■主なサービス内容■

要介護 1～5 短期入所生活介護

福祉施設に短期入所して、入浴、食事、排泄など日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

要支援 1・2 介護予防短期入所生活介護

福祉施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

■利用者の負担の目安■（1割の場合の金額です）

要介護 1	603 円/日
要介護 2	672 円/日
要介護 3	745 円/日
要介護 4	815 円/日
要介護 5	884 円/日
要支援 1	451 円/日
要支援 2	561 円/日

※別途加算あり。

※食費・滞在費・日常生活費は別途必要です。（P19）

※短期入所の連続利用が 30 日を超える場合は要相談

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
特別養護老人ホーム 和光苑	宇賀 697 番地	7-8116
養護老人ホーム みゆき荘	美田 3078 番地 19	6-0150

小規模多機能型居宅介護

要介護 1～5

要支援 1・2

■主なサービス内容■

要介護 1～5

要支援 1・2

拠点となる施設への「通い」による介護中心にして、利用者の状況や希望に応じて、「訪問」による介護や、「泊まり」による介護を組み合わせ利用します。

■利用者の負担の目安■（1割の場合の金額です）

要介護 1	10,458 円/月
要介護 2	15,370 円/月
要介護 3	22,359 円/月
要介護 4	24,677 円/月
要介護 5	27,209 円/月
要支援 1	3,450 円/月
要支援 2	6,972 円/月

※食費・「泊まり」にかかる費用は別途必要です。

※別途加算あり。

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
本郷小規模多機能型居宅介護事業所	浦郷 453 番地	6-0260

福祉用具貸与（レンタル）

要介護 1～5

要支援 1・2

■主なサービス内容■

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。月々の「在宅サービス」支給制度額の範囲内で利用します。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ①車いす（自走用、介助用、電動） | ⑦手すり（工事不要のもの） |
| ②車いす付属品（クッション、補助装具） | ⑧スロープ |
| ③特殊寝台（リクライニングベッド） | ⑨歩行器 |
| ④特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール） | ⑩歩行補助つえ |
| ⑤床ずれ防止用具（エアマット） | ⑪認知症老人徘徊感知器 |
| ⑥体位変換機 | ⑫自動リフト（つり具部分を除く） |



要介護 1 と要支援 1・2 の方は、原則として⑦～⑩しか利用できません。

■利用者の負担の目安■（1割の場合の金額です）

車いす	700～2200 円/月	サイドテーブル	300 円/月
電動ベッド	800 円/月	スロープ	800～1,200 円/月
マットレス	200 円/月	立ち上がり支援手すり	300～600 円/月
ベッド柵	（2本）50 円/月	歩行器	250～500 円/月
介助バー	200 円/月	電動昇降座椅子	1,000 円/月

※品目、形態によって異なります。

※要介護 1 と要支援 1・2 の方でも、必要と認められた方は、例外的に⑦～⑩以外の品目を借りることができる場合があります。

R6 年 4 月から、次の福祉用具は利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

⑧のうち固定用スロープ、⑨のうち歩行器（歩行車を除く）、⑩のうち単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
福祉用具のさか	美田 2157 番地	7-8272

特定福祉用具販売

要介護 1～5

要支援 1・2

領収書を保管しておきましょう

■主なサービス内容■

排尿や入浴など貸与になじまない福祉用具の購入費用の 9 割（8割または7割）を支給します。以下の販売業者から購入した用具が支給対象となりますので、担当ケアマネージャー、町の窓口などに十分相談した上で購入をしてください。

【対象品目】

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ①腰掛便座（ポータブルトイレ） | ③簡易浴槽 |
| ②入浴補助用具（入浴用・浴槽用いす、入浴用手すりなど） | ④移動用リフトの釣り具部分 など |

■利用者の負担の目安■

利用者が購入費全額をいったん販売事業者へ支払い、領収書等を添えて申請すると、限度額の範囲内の 9 割分（8割分または7割分）が支給されます。同一年度につき、10 万円を限度額とします。

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
福祉用具のさか	美田 2157 番地	7-8272

住宅改修費支給

要事前申請

要介護 1～5

要支援 1・2

■主なサービス内容■

領収書を保管しておきましょう

自宅で自立した生活をしやすいとする目的で住宅を改修する場合に、要支援・要介護の認定区分にかかわらず補助対象となる費用の9割（8割または7割）（上限20万円）を支給します。

介護保険でできる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床材の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り換え」
- 洋式便器などへの「便器の取り換え」



※上記の改修にともなって必要となる工事も支給の対象になります。

※利用者の状況等によっては、上記工事に該当しても給付対象とならない場合があります。

■利用者の負担について■

いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで町に申請すると、20万円を上限に費用の9割（8割または7割）が支給されます。

■手続きの流れ■



申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの

提出に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
（見積時と変更があった場合のみ）
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付
- 住宅の所有者の承諾書
（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合）

2.施設サービス

要支援 1・2 の人は、施設サービスは利用できません。

特別養護老人ホーム

要介護 3～5

新規入所は、原則として要介護 3 以上の人が対象です。
但し、要介護 1・2 でも認知症などやむを得ない事情があれば、
新規入所が認められる場合があります。

■主なサービス内容■

常時介護が必要で居宅生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けることができます。

■利用者の負担の目安（30 日 多床室の場合）■（1 割の場合の金額です）

要介護 1	17,670 円
要介護 2	19,770 円
要介護 3	21,960 円
要介護 4	24,060 円
要介護 5	26,130 円

※別途加算あり。

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
特別養護老人ホーム 和光苑	宇賀 697 番地	7-8116

■費用について■

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設を利用した場合、サービス費用の1割（2割または3割）に加えて、食費・居住費等、日常生活費を施設に支払います。

ショートステイ（短期入所生活介護）利用時の食費・滞在費も同様です。



■低所得の方の食費と居住費の軽減について■（特定入所者介護サービス費）

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

利用者 負担段階	所得の状況	預貯金（下記金額以下）	施設入所者		ショートステイ	
			居住費 (多床室)	食費	居住費 (多床室)	食費
1	生活保護の受給者	要件なし	0 円/日	300 円/日	0 円/日	300 円/日
	本人及び世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金の受給者	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下				
2	本人及び世帯全員が住民税非課税で 年金収入等が80万円以下	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	430 円/日	390 円/日	430 円/日	600 円/日
3-①	本人及び世帯全員が住民税非課税で 年金収入等が80万円超120万円以下	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	430 円/日	650 円/日	430 円/日	1,000 円/日
3-②	本人及び世帯全員が住民税非課税で 年金収入額が120万円超の方	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	430 円/日	1,360 円/日	430 円/日	1,300 円/日

●下記の事項に該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません。

・住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者。

●第2・3段階を分ける収入要件に、非課税年金（障害年金、遺族年金）の収入が含まれます。

●第2号被保険者については、従来額（単身 1,000 万円以下、夫婦合計 2,000 万円以下）が維持されます。

3.要介護認定を受けている方への福祉サービス

配食見守りサービス

要介護 1～5

■主なサービス内容■

家族からの支援が難しく、調理が困難な高齢者の方等へ、訪問により安否確認を兼ねての週 1～5 回の夕食を届けます

■利用者の負担■

要介護 1～5	650 円/回 (内見守り料 40 円)	週 5 回まで
---------	-------------------------	---------

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町社会福祉協議会	美田 2485 番地	6-1470

■申し込み先■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町役場 健康福祉課 健康増進係	美田 600 番地 4	6-0104

介護用品の支給

要介護 4・5

■主なサービス内容■

寝たきりの高齢者等の在宅介護に必要な介護用品（消耗品）を支給します。

■対象者■

要介護 4・5

高齢者本人が住民税非課税者で、要介護 4・5 の在宅高齢者を介護している家族。

■対象品目■

- 紙オムツ
 - 尿取りパット
 - 使い捨て手袋
 - 清拭剤
 - ドライシャンプー
 - 口腔内清拭用綿棒
- など

■給付額■

月額 5,000 円を支給限度とし、支給券を交付します。

■申し込み先■

事業所名	所在地	電話
地域包括支援センター (西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係)	美田 600 番地 4	6-1182

福祉移送サービス

■主なサービス内容■

車いす利用の方・寝たきりの方等、福祉の観点からどうしても移動手段の確保が困難な方に利用料を無料とし福祉運送（移動支援）を行います。

- 病院の入退院及び一時帰宅のため
- 転院するため（隠岐汽船の乗降のため）
- 往診の出来ない診療科等通院のため（眼科・耳鼻科等）

■対象者■

介助なしでは車いすに乗り移れない状態あるいは寝たきりの状態で車いすやストレッチャーを使わなければ移動が困難な方。

■申し込み先■

- 担当のケアマネジャー（介護支援専門員）がおられる方 ➡ ケアマネジャー
- その他の方 ➡ 西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係（地域包括支援センター）

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町社会福祉協議会	美田 2485 番地	6-1470
養護老人ホーム みゆき荘	美田 3078 番地 19	6-0150
隠岐島前病院	美田 2071 番地 1	7-8211

■問い合わせ先■

事業所名	所在地	電話
地域包括支援センター （西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係）	美田 600 番地 4	6-1182

4.総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

1.介護予防・生活支援サービス事業のサービス

ホームヘルプサービス（訪問型サービス 第1号訪問事業）

事業対象者

要支援 1・2

■主なサービス内容■

ホームヘルパーが訪問して、生活援助、入浴見守り、服薬確認などを行います。

■利用者の負担の目安■（1割の場合の金額です）

事業対象者、要支援 1・2	1,176 円/月（週 1 回程度）
要支援 1・2	2,349 円/月（週 2 回程度）
要支援 2 のみ	3,727 円/月（週 3 回程度）

※別途加算あり。

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町社会福祉協議会	美田 2485 番地	6-1470

いきいきデイサービス（通所型サービス第1号事業所）

事業対象者

要支援 1・2

■主なサービス内容■

要介護状態への進行を予防し、在宅で自立した生活ができるように運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上についての指導を、日帰りで事業所に通い日常動作訓練から趣味活動等の支援を行います。

介護予防プログラムの種類

- 運動機能向上：ストレッチや有酸素運動、筋力向上トレーニングなど
- 栄養状態改善：栄養改善に向けた食事計画作成のための支援や相談、助言など
- 口腔機能向上：口腔清掃や咀嚼（そしゃく訓練）、嚥下（えんげ）機能訓練など

■利用者の負担の目安■（1割の場合の金額です）

		みゆき荘	ございな
事業対象者、要支援 1	週 1 回	1,798 円/月	1,672 円/月
要支援 2	週 2 回まで	3,621 円/月	3,368 円/月

※別途加算あり。

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
みゆき荘デイサービスセンター	美田 3078 番地 19	6-0150
ございな（デイサービスセンター）	別府 205 番地 1	7-8488

配食見守りサービス（その他生活支援サービス 第1号生活支援事業）

要支援 1・2

■主なサービス内容■

家族からの支援が難しく、調理が困難な高齢者の方等へ、訪問により安否確認を兼ねての週 1～3 回まで夕食を届けます。

■利用者の負担■

要支援 1・2	650 円/回 (内見守り料 40 円)	週 3 回まで
---------	-------------------------	---------



■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町社会福祉協議会	美田 2485 番地	6-1470

■申し込み先■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町役場 健康福祉課 健康増進係	美田 600 番地 4	6-0104

短期集中通所型サービス C（パワーアップ教室）

事業対象者

要支援 1・2

■主なサービス内容■

生活機能改善のため、通所リハビリテーションにおいて 3 か月間の短期集中で運動機能の向上を行うプログラムです。

パワーアップ教室では、身体機能・動作能力、口腔機能や栄養状態の改善を目指し、自宅でも継続できる運動を取り入れながら、リハビリスタッフが筋力・持久力・バランス力等の向上に向けて指導します。あきらめかけていた楽しみや趣味を再開できるよう、身体機能の向上を目的にサービスを提供し、自立への支援を促します。

利用までの流れ

1. 西ノ島町地域包括支援センターにご相談ください。（連絡先：6-1182）
2. 包括ケアマネと島前病院リハスタッフで自宅を訪問させていただき、3 か月後の目標決めを行います。
3. 3 か月間、週 2 回島前病院に通い、運動器の機能向上プログラムと専門職からの講話を受講していただきます。

■利用者の負担について■

事業対象者、支援 1・2	週 2 回・3 か月	無料
--------------	------------	----

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
隠岐島前病院	美田 2071 番地 1	7-8211



2.一般介護予防事業のサービス

一般介護予防事業は、65 歳以上の高齢者のなかでも、主に比較的心身ともに健康で、自立した生活が送れている人の介護予防を目的とした事業です。

いきいき健康サロン

概ね 65 歳以上

■主なサービス内容■

住み慣れた地域で、生活意欲の向上を図るため、趣味活動・体操・ゲーム・健康講話・茶話会などを開催します。

【開催日】 月 1 回

【参加料】 無料

【実施場所】 宇賀交流施設
船越公会堂

倉ノ谷高齢者活性化センター
三度もーもー館

物井公会堂

■問い合わせ先■

事業所名	所在地	電話
地域包括支援センター (西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係)	美田 600 番地 4	6-1182

スッキリ体操教室

■主なサービス内容■

介護状態になることを予防するために、インストラクターによる各種体操を行います。

【開催日】 月 1 回

【参加料】 無料

【実施場所】 黒木地区・美田地区・浦郷地区 各 1 か所

■問い合わせ先■

事業所名	所在地	電話
地域包括支援センター (西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係)	美田 600 番地 4	6-1182

地域会食交流会

概ね 65 歳以上

■主なサービス内容■

地域のボランティアグループが会食交流会を行います。

- 【開催日】 月 1 回
 【参加料】 各地区にお問い合わせください。
 【実施地区】 美田尻地区（ひまわり会） 大山地区（渡利会） 船越地区（かよう会）
 浦郷地区（まめな会） 赤ノ江地区（互助会）

■問い合わせ先■

事業所名	所在地	電話
地域包括支援センター （西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係）	美田 600 番地 4	6-1182

まめな体操

■主なサービス内容■

健康寿命を延ばすことを目的とした体操を住民主体で実施する活動になります。

- 【実施地区】 大山地区・別府地区・大津地区・浦ノ谷地区・赤ノ江地区・珍崎地区
 で週 1 回開催。
 ※3 名以上の団体からの募集も受け付けております。
 【テレビ】 西ノ島チャンネルでも 14 時から放送中。



■問い合わせ先■

事業所名	所在地	電話
地域包括支援センター （西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係）	美田 600 番地 4	6-1182

5. その他の福祉サービス

養護老人ホーム

■主なサービス内容■

居住環境の問題や家庭の経済的な問題などにより、自宅において生活することが困難な方が入所し、生活支援を受けたり、自立した日常生活を営み、社会生活に参加するために必要な指導、訓練を受けることができます。

■入所の要件■

- おおむね 65 歳以上。
- 他に養護する人がいない。
- 環境や経済的理由で自宅での生活が困難。
- 本人及び生計の中心者の市町村民税が非課税（均等割り課税は可能）。

■利用料■

- 本人 → 前年の収入に応じて負担金が決まります。
- 扶養義務者 → 前年の所得税課税額に応じて負担金が決まります。

■入所判定審査■

- 入所には入所判定委員会の審査が必要です。

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
養護老人ホーム みゆき荘	美田 3078 番地 19	6-0150

■申し込み先■

事業所名	所在地	電話
地域包括支援センター （西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係）	美田 600 番地 4	6-1182

配食見守りサービス

概ね 75 歳以上

※単身世帯、高齢者のみ世帯、障がい者で調理困難な者

■主なサービス内容■

家族からの支援が難しく、調理が困難な高齢者の方等へ、訪問により安否確認を兼ねての週 1～3 回まで夕食を届けます。

■利用者の負担■

1 回あたり 650 円 ※内見守り料 40 円（週 1～3 回まで）

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町社会福祉協議会	美田 2485 番地	6-1470



携帯電話購入費助成

■主なサービス内容■

一人暮らしの高齢者等のために緊急時の連絡先等の手段の確保を目的に、携帯電話の購入費助成をします。

■助成額■

購入費に係る費用の3分の2とし、5,000円が上限となります。

■申請に必要な書類■

- 申請書
- 本体価格の分かる領収書や申込書

■問い合わせ先■

事業所名	所在地	電話
地域包括支援センター (西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係)	美田 600 番地 4	6-1182

日常生活用具貸与サービス

概ね 65 歳以上

■主なサービス内容■

急な身体の状態変化などにより、支援が必要な方に介護用品を貸出します。

■貸与品目■

福祉用具	貸出料		搬入搬出料 (片道分)
	1か月	1日(日割り)	
特殊寝台(ハイ&ロー)	1,500円	50円	1,000円
特殊寝台(標準)	1,000円	33円	
車いす	600円	20円	200円
ポータブルトイレ(家具調)	300円	10円	200円
褥瘡予防用具(エアーマット)	600円	20円	200円
シャワースカール(折りたたみ式)	600円	20円	200円
シャワーベンチ(プラスチックの椅子)	200円	6円	200円
浴槽台	200円	6円	200円
オーバーテーブル	400円	13円	200円
設置手すり	400円	13円	200円
介助バーのみ	200円	6円	200円
マットレスのみ	300円	10円	200円

■申し込み先■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町社会福祉協議会	美田 2485 番地	6-1470

日常生活自立支援事業

■主なサービス内容■

介護保険等の福祉サービスを利用したいけど、利用の仕方が分からない、福祉サービスの利用料が一人で払えない、いろいろなお金の支払いに自信がない、通帳や権利書の管理が心配。このようなことでお困りの方が、住み慣れた地域で自立して生活できるように援助する事業です。

- 福祉サービスについての情報提供
- 福祉サービスを利用したいときの利用手続きの援助
- 福祉サービスの利用料の支払い援助
- 日常的な金銭管理の援助
- 通帳、印鑑、権利書などの保管
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用するための援助

■対象者■

判断能力に不安のある方

■利用料■

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理のサービス	1,200 円/回
書類等預り料	200 円/月
生活支援の交通費（自家用車の場合 1 kmあたり）	25 円/km
その他（住民票の届出手続き、官公庁への提出書類等の手続き支援など）	相談

■実施事業所■

事業所名	所在地	電話
西ノ島町社会福祉協議会	美田 2485 番地	6-1470



	事業所名	所在地	電話
①	特別養護老人ホーム 和光苑	宇賀 697 番地	7-8116
②	ございな（デイサービスセンター）	別府 205 番地 1	7-8488
③	隠岐島前病院	美田 2071 番地 1	7-8211
④	福祉用具のさか	美田 2157 番地	7-8272
⑤	西ノ島町社会福祉協議会	美田 2485 番地	6-1470
⑥	養護老人ホーム みゆき荘 みゆき荘デイサービスセンター	美田 3078 番地 19	6-0150 6-0150
⑦	本郷 小規模多機能型居宅介護事業所	浦郷 453 番地	6-0260
⑧	浦郷診療所	浦郷 544 番地 15	6-1211
⑨	地域包括支援センター （西ノ島町役場 健康福祉課 介護保険係）	美田 600 番地 4	6-1182